

- 1 会議名
令和6年度第3回川崎市指定特定非営利活動法人審査会
- 2 開催日時
令和7年3月18日（火）午後4時00分～午後5時15分
- 3 開催場所
川崎市役所本庁舎18階 第1802会議室
- 4 出席者氏名
 - (1) 委員
原田晃樹 会長
阿部浩二 委員
鈴木隆志 委員
西島朝子 委員
邊見洋之 委員
本田美春 委員
 - (2) 事務局
市民文化局コミュニティ推進部長 阿部昭治
市民活動推進課長 大西哲史
同課NPO法人担当課長補佐 川村昌子
同課職員 畠山実穂
同課職員 中田孔一
- 5 議題
議題1 指定特定非営利活動法人に係る審査について
議題2 令和4年8月24日付け「特定非営利活動法人条例指定制度の今後の運用について（答申）」に対する取組状況について
- 6 公開・非公開の別
議題1：非公開、議題2：公開
- 7 傍聴人
なし
- 8 発言内容
次のとおり

<開会>

（阿部部長）

年度末のお忙しい中お集まりいただきましてありがとうございます。ただいまから、令和6年度第3回川崎市指定特定非営利活動法人審査会を開催いたし

ます。私は、市民文化局コミュニティ推進部部長の阿部と申します。よろしくお願いいたします。

<会議の成立>

(阿部部長)

本日は、委員6名中5名が出席していることから、過半数である4名以上となっており、開催要件を満たしておりますので、本審査会が成立していることを御報告いたします。(原田会長はこの時点では不在)

<諮問>

(阿部部長)

それでは、次第の「諮問」に移らせていただきます。(この時点から原田会長がオンラインで参加)

諮問文の原本につきましては、こちらにございますとおり、本日付けで、市長から会長宛てに「指定特定非営利活動法人に係る審査について」の諮問がされております。

内容といたしましては、「基準条例第8条第1項の申出をした特定非営利活動法人に係る基準への適合等」となっております。今回申出のあった1法人について、審査をしていただき、「更新相当」又は「更新不相当」の答申を行っていただきたいと存じます。

諮問書につきまして、本日は、コミュニティ推進部市民活動推進課長から西島職務代理へ提示させていただきます。よろしくお願いいたします。なお、書面については、会長へ後日お手元に届くように手配いたします。

<諮問文 大西課長→西島職務代理>

会議の公開・非公開について説明申し上げます。会議の公開についてですが、本日の議事のうち、議題の法人審査につきましては、指定申出法人の内部情報に触れる内容がございまして、川崎市審議会等の会議の公開に関する条例第5条第2号ア「公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」でありますものであることから、運営要綱第4条に基づきまして、非公開の扱いとさせていただきます。

また、その他議題につきましては、原則どおり、公開とさせていただきます。

<資料確認>

(阿部部長)

それでは事務局の方から本日の資料の確認をさせていただきます。

＜川村課長補佐から配布資料の確認＞

(阿部部長)

資料の不足等がございましたらお知らせください。説明の中で不足するものがあればお申し付けください。

それでは、ここからの進行については、原田会長にお願いいたします。

＜議事＞

○議題１ 指定特定非営利活動法人に係る審査について

《非公開》

○議題２ 令和４年８月２４日付け「特定非営利活動法人条例指定制度の今後の運用について（答申）」に対する取組状況について

(原田会長)

それでは、議題２に移りたいと存じます。事務局から説明をお願いします。

(川村課長補佐)

＜資料に基づき、「答申に対する取組状況」を説明＞

(原田会長)

ありがとうございます。これについて、御質問や御意見はございますか。

(西島委員)

取組の中の１ページ目のイの（イ）の制度周知や条例指定ＮＰＯ法人等の活動に関する広報による支援ということで、川崎工業振興倶楽部の会員企業向けに情報提供されたとのこと。企業寄附というのをＮＰＯ法人はとても期待していると思います。ここには大企業から中小零細企業まで幅広い企業が入っていると思うので、一般団体への寄附金の損金算入限度額は資本金と所得とで計算すると割と小さいですが、もっと応援したいのだけどもと思われる企業に対してもそうですし、ＮＰＯ法人の背中を押すという意味でも、条例指定、認定法人化を進める良い取組だと思いました。

(阿部委員)

取組の中に私ども、市民活動センターが様々出てきています。私も認識が正確でないところがありますが、答申なるものがそもそも特定非営利活動法人の指定について今後の運営に関する答申で、それに応じての取組がここに表れてい

ると認識しています。

逆な見方をすると市民活動センターで行っている様々な事業は必ずしもNPO法人だけを対象にしているものではないということを誤解のないようにしていただきたいと思います。もっと幅広い対象において市民活動を振興していこう、そういう目的で行っている事業でございます。

少し気になっている点が、それぞれの取組について、確かにこの通りやっているのは事実でしょうが、それを市の方が当局としてどのような評価をしているかがうかがい知れないと思いました。

もし改善するべきところがあれば率直におっしゃっていただければ、私ども改善する用意はありますし、今、財団法人かわさき市民活動センター内部で、持続的に自立的にといいますか、市の補助金に依存しないで自分たちでしっかり今の時代に合わせた社会課題に対応できるような職員のスキルアップですとか、事業の拡充ですとかを考えているところで、むしろここに出ているような事業は、長年なんとなく漫然と繰り返されてきたというルーティン業務になってしまっている業務が多く含まれていて、これが今の社会に最適な答えとして提供できているのか見直しましょうという議論をしているところなので、その意味で市の当局と一緒に考えていきたいと思っています。

以上です。

(原田会長)

確かに、重要な御指摘だと思います。この市民活動推進課で、あるいはこの審査会で議論すべきことは条例指定の件数を増やす、あるいはそれが適切にどう運営されるかということで、そこにフォーカスされるわけですが、市民の側からすると、「何かやりたい」という人はNPO法人に必ずしも限るわけではないですし、他にも選択肢はあります。社協がやっているボランティア活動なんかも、サロン活動とか、介護予防でやっている活動も、広く言えば市民活動ですし、その市民のニーズとか状況に応じて、法人格を取る、取らないがあり、法人格を取らなくて、一見社会に貢献しているように見えなくとも、そういう団体があること自体に意味があります。いろいろなタイプの団体が、川崎市にあるし、それをもっと増やすことが望ましいという視点に立てば、例えば、同じようにやっている相談会を一般社団であるとか、労働者協働組合であるとか、社協さんでやっているボランティアやってみたいとか連携できる仕組みがあると、なにかできるかもしれません。

要は市民が選ばないといけませんよね。自分がボランティア活動やるのだ、と明確に何か決まっていれば社協のボランティアセンターへ行けばいいし、また、労働者協働組合というものがあるが、そういうことをよくわからない人がどこ

に行けばいいのか、そこが縦割りになっているところが、気になります。これは、市の内部でどうやって、他の部署のそれらを所管していると連携できるか考えていただけるとありがたいと思います。

ほか、いかがでしょう。この表で見る限りでは、条例指定の取組としてはいろいろな工夫もされているようなので、これについては継続をしていただくということと、今申し上げたようなほかの、この組織の所管ではないのでこの組織でということではないのですが、市民の側から見た時に、どういう法人があって、相談は受けていると思うのですが、他の部局と連携できる仕組みがあると有難いと思います。そこは今後の課題として、少し頭に入れておいていただけると有難いと思います。

(邊見委員)

本当はもっと市民活動センターとかとも連携した方が良くかと。また、社協でいうと、法人会員は1400あり、一般の賛助会員は22,000人いて、町内会・自治会とは非常に仲が良いですから、そちらは何十万人も会員がいて、名前も年齢も住所も全部データがあるので、そことどう連携していくかも必要かと。個人情報の問題がありますけれども、もっといろんな町内会もそうですけれども、例えば社協でいえば、市社協があって、7区の区社協があって、それと関連するところで川崎市内で40以上の地区社協があります。そういうところに色々と周知や案内をすると、たぶん相当効果があると思います。その連携をもっとやっていき、もっと参加していただいて、参加した方が喜んでいただいたり、また、勉強会を作っていく、そしてコミュニティを構築していく中で、自分もそこに入って活動したいという人が多く出てくれば、地域包括ケアシステムがもっともっと進んでいきますし、国が言っている共生社会の実現に向かっていくためには、非常に良いことなのかなと思います。

ただ、マネジメントしてあげる人が、市民文化局になるのか、こども未来局になるのかわかりませんが、もう少し間に入ってやってあげると、もっといい事業がいろんな人に知ってもらい、利用できるような体制になるのではないかと思いますので、是非皆さん御協力のもと、行政も民間も一緒になってやっていくのが望ましいことなのではないかと思います。

(原田会長)

ありがとうございます。そこは、この委員会だと検討しにくいことなのかもしれませんが、どこも検討するところがなければ、違う部局でどういう風につながれるか検討していただけると有難いと思います。

特に社協などでやっていらっしゃる方をみると、環境関係で活動されている

方と教育関係でやっている方と、福祉関係でやっている方と、隣同士で一緒に同じことをやっているように見えるのだけれども、自分たちでは全く違うという認識を持たれていることが結構あります。元は同じ市民活動と言える活動をされているのだけれども、本人たちも縦割りというか活動の運営が違うと意識が違うのか、これはすごくもったいないと思うので、連携するとか、窓口をうまくまとめられるといいと思います。

(本田委員)

2枚目のウ(エ)のところで、令和6年度の「川崎工業振興倶楽部の会員企業に」ところで、寄附金の控除について説明されたということですが、割と法人会などに入会されている法人はすごく多いので、知らないだけで寄附をする機会がなかったというのを減らすために、そのようなところで、説明する機会を設けやすいのかと思いました。そうすると先ほどの団体みたいに少し集まりにくいところでもいい運営になるのかと思いました。

(原田会長)

ありがとうございました。

もう既に、答申に向けた取組というのはかなりやられていますが、確認ですが、今本田委員からも御指摘があったように、もうちょっと工夫すると協力が得られるのではということ、邊見委員、阿部委員から御指摘がありましたけれども、市民目線から見た時、いろんな取組がうまく連携できる仕組みということ、この委員会、あるいは市民活動推進課の所管ではないと思うのですが、そこは工夫してやってもらいたいと思います。このままいくと申請件数が少なくなってきてこの組織自体の存続が危ぶまれるのではないかと心配してしまっていて、この事業の仕組み自体は社会的に意味がありますし、やはり川崎市のような自治体がリードしていかないと条例指定制度などはなかなか広がらないと思います。

他方で、いろいろな法人格ができてきていますので、社協がやっている独自のものとも連携するのはやはり大事なことでと思いますので、是非ここは旗振り役で連携できる仕掛けをできればこの委員会で考えていければいいと思います。

そのほか特になければ、事務局に戻したいと思います。

<閉会>

(阿部部長)

原田会長、ありがとうございました。

今後の取組について、皆さんから色々ご意見を頂きました。

本市としても、市民の方の参加などをさらに進めるため、コミュニティ施策の取組を進めているところですが、庁内の横連携が今まであまりできていなかったということもあり、来年度、検証を行うことにしています。

その中で、コミュニティ施策に関わっている健康福祉局の地域包括ケアや建設緑政局のグリーンコミュニティ、区役所等でも色々な取組をしておりますので、関わっている方々との意見交換の場を設けながら、今後の方向性をまとめることにしておりますので、情報提供してまいりたいと思います。

NPOの支援（寄附）については、市社協の関連団体や法人会への働きかけのお話を伺いました、また、市民活動センターにつきましては、今まで以上に意見交換させていただきながら一緒にやっていきたいと思いますので、引き続きよろしくお願いします。

最後に、今後のスケジュールを事務局から説明をお願いします。

（川村課長補佐）

＜今後のスケジュール等の説明＞

（阿部部長）

ありがとうございます。

本日は以上になります。長時間に渡り、御審議どうもありがとうございました。
また、来年度も引き続きよろしくお願いいたします。

以上